

## 感染症拡大防止に係るスポーツ施設等の大会・イベント利用について

スポーツ施設等における大会・イベントの実施条件は、次のとおりです。

### 【実施条件】

#### 1 人との十分な間隔（2m）の確保

裏面で示す人数は、人との十分な間隔（2m）を確保した場合に収容できる人数の目安です。各大会イベントの使用状況や人の動きを踏まえた上で、「密集・密接」が生じないように、余裕を持った人数で利用するようにしてください。

#### 2 感染症拡大防止に係るスポーツ施設利用上の注意事項の厳守

- (1) 大会・イベント等では、通常の利用よりも「密閉・密集・密接」が生じる危険性が高いことに十分留意し、関係者（主催者、参加者、観覧者及び関係事業者等）に注意事項を厳守するよう周知徹底してください。
- (2) 適切な感染防止対策を講じてください。感染防止対策が不十分な場合は、利用許可を取り消す場合があります。
- (3) 他の利用者の安全を確保するため、指示に従わない関係者は、主催者の責任において施設から退場させてください。
- (4) 大規模な大会・イベント（参加者及び来場者1,000人超）の場合は、健康スポーツ課との事前協議（実施内容や感染防止対策についての確認）が必要です。

別紙「大会・イベント時の主催者向け留意事項」を参照。

#### 3 名簿の提出

感染が発生した場合の追跡調査に要するため、当日に施設を利用した全ての関係者（主催者、参加者、観覧者及び関係事業者等）の名簿を大会・イベント終了後速やかに提出してください。

以下の内容が具備されている場合、任意様式による提出で構いません。

※氏名、住所、当日の体温、過去2週間の体調不良の有無、日中連絡のつきやすい電話番号

※名簿作成に協力しない者は入場させないこと。

以上の条件を厳守することを旨とした誓約書を提出していただきます。

### 【留意事項】

- 1 国・県の方針変更等に応じて、利用上限の目安人数の変更を行います。また、感染拡大状況によっては、実施内容の変更や中止を求めることがあります。
- 2 総合スポーツセンターについては、新型コロナウイルスワクチン集団接種の円滑な実施のため、駐車場使用台数の制限等を行う場合があります。

スポーツ施設等の大会・イベント利用可能人数(目安) 一覧

施設名称		【変更前】10月31日まで		【変更後】11月1日から	
		人数上限(目安)	参加対象	人数上限(目安)	参加対象
総合スポーツセンター 体育館	メインアリーナ	200	県外	★500	県外
	※メインアリーナ観客席	400		400	
	託児室	5		5	
	フィットネスルーム1・2	13		★20	
	トレーニング室	30		★60	
	卓球場1	55		★120	
	卓球場2	40		★80	
	卓球場2(会議室利用の場合)	36		★36	
	武道場1～4(1室当たり)	25		★60	
	サブアリーナ	150		350	
	※サブアリーナ観客席	50		50	
	控え室11～13	3		3	
	控え室14				
	審判室	2		2	
	役員室	2		2	
	会議室1～3(運動で使用する場合)	10		20	
会議室1～3(会議等で使用する場合)	36	36			
総合スポーツセンター 屋外競技施設	屋外競技場	1,000	県外	1,000	県外
	相撲場	30		★50	
	弓道場(射場・控えの間)	25		★60	
	テニスコート・フットサルコート(1面あたり)	40		40	
西野球場	場内	50		★100	
	※観覧席	150		150	
北スポーツセンター	卓球場	大会等での使用不可		大会等での使用不可	
	野球場(グラウンド)	50		★100	
	テニスコート(1面)	30		30	
有料公園施設	白水大池公園多目的広場	1,000		1,000	
	位瀬公園ソフトボール場	65		65	
	若葉台中央公園テニスコート(1面)	30		30	
小学校	校庭	1000 春日北小600		★1000	
	体育館	60		★150	
	多目的	40		★100	
中学校	校庭	1,000		1,000	
	体育館	90		★210	
	武道場	50		★120	

人との十分な間隔(2m)を確保した場合に收容できる人数の目安です。各大会イベントの使用状況や人の動きを踏まえた上で、「密集・密接」が生じないように、余裕を持った人数で利用するようにしてください。